

横浜市上郷・森の家条例施行規則をここに公布する。

平成29年7月14日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第55号

横浜市上郷・森の家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市上郷・森の家条例（平成29年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第5条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 横浜市上郷・森の家の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式（第3条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所 在 地  
申 請 者 団 体 名  
代 表 者 氏 名

横浜市上郷・森の家の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市上郷・森の家の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)